

第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領

(趣旨)

第1 秋田県（以下「県」という。）と県内市町村（以下「市町村」という。）が共同して実施する第2期秋田県移住・就業支援事業（以下「移住・就業支援事業」という。）の実施については、この要領の定めるところによる。

(事業の目的)

第2 「新秋田元気創造プラン」（秋田県デジタル田園都市国家構想総合戦略）及び市町村の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（市町村デジタル田園都市国家構想総合戦略）に基づき、東京圏からの移住の促進及び本県企業の人材確保を図るため、東京圏在住のAターン希望者と県内企業とのマッチングを強化するとともに、就業等した移住者に対し県と市町村が共同して移住支援金を交付する移住・就業支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3 移住・就業支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、県と市町村が共同して地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、県が代表して行うものとする。

(事業の概要)

第4 移住・就業支援事業の概要は、次のとおりである。

1 移住支援金交付事業

県が行うマッチング支援事業と連携し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から移住して就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たし、加えて移住し移住支援金の対象企業に就業又は起業等した上で定着に至った場合に、県と居住地の市町村が共同して移住支援金を支給する。

2 マッチング支援事業

東京圏のAターン就職希望者と中小企業等とのマッチングを支援するため、県が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、本県経済への波及効果等重点的に支援すべきものとして選定した移住支援金の対象法人に、求人広告の作成支援と当該求人広告のサイトへの掲載を行う。

3 地方就職学生支援事業

東京圏の大学を卒業して、県内の企業に就職する者が地方就職支援金の要件を満たす場合に、県と居住地の市町村が共同して地方就職支援金を給付する。

(県と市町村の役割)

第5 県は、事業の制度設計・全体管理、新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請、

実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務及びマッチング支援を担う。市町村は、移住者からの移住支援金及び地方就職支援金の申請受付・要件確認、移住支援金及び地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理及び市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

(移住支援金交付事業)

第6 移住支援金交付事業

1 移住支援金の支給

市町村は、申請時において（１）に定める要件を満たす者のうち、（２）、（３）、（４）又は（５）の要件を満たす就職又は起業等をした者の申請に基づき、（６）に定める方法により、２人以上の世帯の場合にあっては 100 万円（ただし、同一世帯に移住支援金の支給要件に該当する者が複数いる場合にあっては当該世帯のうち支給対象者はいずれか 1 人とする。）、単身世帯の場合にあっては 60 万円の移住支援金を予算の範囲内で支給する。なお、18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は 18 歳未満の者一人につき最大 100 万円を加算する。

（１）移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

（イ）住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 か月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）

（ウ）ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）本県市町村に転入したこと。

（イ）国から県に対する移住・就業支援事業に係る交付金の交付決定がされた後であって、県において移住支援金交付事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。

（ウ）移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。

（エ）転入先の市町村に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、県及び申請者の居住する市町村が認める場合を除く。

(エ) その他県及び申請者の居住する市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて第 7 の 1 に示す対象法人に就業していること。

(エ) 求人への応募日が、マッチングサイトに (イ) の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(オ) 当該法人に、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(キ) 当該就業に当たって、国の他の補助金の交付を受けていないこと。

イ 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、

移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（４）本事業における関係人口に関する要件

県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、移住先市町村が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住先市町村において、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されていること。

イ 地域の基幹産業である農林水産業に加え、地域に必要な業種、家業等への就業要件が設定されていること。ただし、上記の就業に加えて、地域資源の活用や維持管理等の地域への取組への参加も認める場合には、県と協議のうえ、設定すること。

ウ 対象範囲の明確化に当たっては、県等関係機関と調整の上、事業実施計画の付属資料として添付していること。

（５）起業に関する要件

県が別に実施する起業支援事業（地域課題解決枠）に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

（６）申請・支給方法

次に定めるもののほか、市町村において別途定めるものとする。

ア 申請

移住支援金の申請者は、申請書に、移住支援金の交付申請に関する誓約事項及び移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い、就業先の就業証明書及び本人確認書類に加え、（１）の要件を満たし、かつ（２）、（３）、（４）又は（５）の要件に該当することを証する書類を移住先の市町村に提出するものとする。

イ 支給方法

市町村は、アの申請が（１）の要件を満たし、かつ（２）、（３）、（４）又は（５）の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書を交付し、移住支援金を支給するものとする。

２ 移住支援金の返還

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次の（１）又は（２）の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

また、移住支援金受給者が県内で転出入した場合については、県及び移住支援金を支給した市町村の判断により、（１）イの要件に該当する場合については、支給額の４分の３について、（２）の要件に該当する場合については支給額の半額の４

分の3について返還を求めない場合がある。ただし、支給額の4分の3又は支給額の半額の4分の3について返還を求めない場合、（3）の県内統一のルールに基づいて債権の管理及び回収を行うものとする。

（1）全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、1（2）の要件に該当する場合に限る。）

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（2）半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

（3）債権の管理及び回収方法

ア 移住支援金受給者が移住支援金支給市町村から県内の別の市町村へ転出する場合には、移住支援金支給市町村は移住支援金受給者に関する情報について、速やかに転出先市町村及び県に共有する。

イ 転出先市町村は、移住支援金受給者が転入した場合には、移住支援金支給市町村に情報共有するとともに、移住支援金受給者である旨を適切に管理する。

ウ 転出先市町村から更に県内の別の市町村へ転出する場合は、転出先市町村は移住支援金支給市町村及び県に情報共有する。

エ 移住支援金支給市町村は、県内の別の市町村へ転出した場合も引き続き債権の管理を行い、県内で複数回の移動の後に最終的に県外に転出した場合の債権回収は、移住支援金支給市町村が行う。

3 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに県に共有することとする。また県は、起業支援事業（地域課題解決枠）に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村に共有することとする。

（1）定着状況 補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間

（2）就業状況 補助金の交付を受けた年度の翌年度1年間

（マッチング支援事業）

第7 マッチング支援事業

1 マッチングサイトの開設・運営

県は、2に定める要件を満たす移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

2 移住支援金対象法人の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（1）官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

- (2) 資本金 10 億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね 50 億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。
- (3) 次のいずれかに該当するみなし大企業（地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。（ただし、上記（2）の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない。）
- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人
- イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人
- ウ 資本金 10 億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている資本金 10 億円未満の法人
- (4) 本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。
- (5) 雇用保険の適用事業主であること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- (8) 以下の選定基準のうち、いずれかを満たすこと。

① 地域経済を牽引する産業

ア 製造業

- ・日本標準産業分類における大分類 E「製造業」に該当するもの

イ 成長 5 分野（航空機、自動車、新エネルギー、医療福祉、情報関連）産業

(ア) 航空機

- ・日本標準産業分類における大分類 E「製造業」に該当するもの（ただし航空機に関する a 素材・材料 b 機体、エンジン、装備品又はその部品 c 製造用治具、整備用機材 d 航空機生産の過程で使用する設備・装置に関するものに限る。）
- ・日本標準産業分類における大分類 L「学術研究、専門・技術サービス業」のうち小分類 743「機械設計業」、744「商品・非破壊検査業」、749「その他の技術サービス業」に該当するもの（ただし、航空機に関する a 素材・材料 b 機体、エンジン、装備品又はその部品 c 製造用治具、整備用機材 d 航空機生産の過程で使用する設備・装置の生産に関するものに限る。）
- ・日本標準産業分類における大分類 R「サービス業（他に分類されないもの）」のうち中分類 90「機械等修理業」に該当するもの（ただし、航空機に関するものに限る。）

(イ) 自動車

- ・日本標準産業分類における大分類 E「製造業」に該当するもの（ただ

し、自動車に関する a 素材・材料 b 車体、エンジン、装備品又はその部品 c 製造用治具、整備用機材 d 自動車生産の過程で使用する設備・装置に関するものに限る。)

- ・日本標準産業分類における大分類L「学術研究、専門・技術サービス業」のうち小分類 743「機械設計業」、744「商品・非破壊検査業」、749「その他の技術サービス業」に該当するもの（ただし、自動車に関する a 素材・材料 b 車体、エンジン、装備品又はその部品 c 製造用治具、整備用機材 d 自動車生産の過程で使用する設備・装置の生産に関するものに限る。)

(ウ) 新エネルギー関連

- ・日本標準産業分類における大分類E「製造業」に該当するもの（ただし、風力、地熱、太陽光、水力、バイオマス等による発電に関する機器・備品・部材等の生産に関するものに限る。)
- ・日本標準産業分類における大分類L「学術研究、専門・技術サービス業」のうち小分類 743「機械設計業」、744「商品・非破壊検査業」、749「その他の技術サービス業」に該当するもの（ただし、風力、地熱、太陽光、水力、バイオマス等による発電に関する機器・備品・部材等の生産に関するものに限る。)
- ・日本標準産業分類における大分類R「サービス業（他に分類されないもの）」のうち中分類 90「機械等修理業」及び 92「その他の事業サービス業」に該当するもの（ただし、発電に関連する施設等のメンテナンス業務を行うものに限る。)

(エ) 医療福祉

- ・日本標準産業分類における大分類E「製造業」に該当するもの（ただし、医療・福祉・介護機器等に関するものに限る。)
- ・日本標準産業分類における大分類L「学術研究、専門・技術サービス業」のうち小分類 743「機械設計業」、744「商品・非破壊検査業」、749「その他の技術サービス業」に該当するもの（ただし、医療・福祉・介護機器等の生産に関するものに限る。)
- ・日本標準産業分類における大分類R「サービス業（他に分類されないもの）」のうち中分類 90「機械等修理業」に該当するもの（ただし、医療・福祉・介護機器等に関するものに限る。)

(オ) 情報関連

- ・日本標準産業分類における大分類G「情報通信業」のうち中分類 39「情報サービス業」、40「インターネット付随サービス業」に該当するもの及び小分類 411「映像情報制作・配給業」に該当するもの（ただし、ICTの利活用を必須とし、メディアコンテンツの制作やプログラミングを伴う業務など、各企業の業態に応じて判断するものとする。)
- ・日本標準産業分類における大分類L「学術研究、専門・技術サービス業」のうち小分類 726「デザイン業」及び 727「著述・芸術家業」に該当するもの（ただし、ICTの利活用を必須とし、メディアコンテンツの制作やプログラミングを伴う業務など、各企業の業態に応じて

判断するものとする。)

ウ 農林水産業

- ・日本標準産業分類における大分類A「農業、林業」及びB「漁業」に該当するもの

エ 観光関連産業

- ・日本標準産業分類における大分類M「宿泊業、飲食サービス業」に該当するもの

② 地域の安全・安心・生活を支える産業

ア 建設産業

- ・日本標準産業分類における大分類D「建設業」に該当するもの
- ・日本標準産業分類における大分類C「鉱業、採石業、砂利採取業」のうち小分類054「採石業、砂・砂利・玉石採取業」に該当するもの
- ・日本標準産業分類における大分類L「学研究、専門・技術サービス業」のうち小分類742「土木建築サービス業」に該当するもの及び749「その他の技術サービス業」に該当するもの（ただし、建設に関するものに限る。）

イ 医療、福祉

- ・日本標準産業分類における大分類P「医療、福祉」に該当するもの
- ・日本標準産業分類における大分類O「教育、学習支援業」のうち小分類811「幼稚園」及び819「幼保連携型認定こども園」に該当するもの

ウ 運輸業

- ・日本標準産業分類における大分類H「運輸業、郵便業」のうち中分類42「鉄道業」、43「道路旅客運送業」、44「道路貨物運送業」及び47「倉庫業」に該当するもの

エ 卸売業・小売業

- ・日本標準産業分類における大分類I「卸売業、小売業」に該当するもの

③ 産業人材の確保のため、働きやすい職場づくりに取り組む法人

ア 秋田県優良中小企業者表彰受賞企業

イ 移住支援金対象法人登録申請時において「秋田県えるぼしチャレンジ企業」の認定法人、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」の認定法人及び従業員数100人以下の一般事業主行動計画策定済みであって計画期間内にある法人

ウ 移住支援金対象法人登録申請時において次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」又は「プラチナくるみん」の認定法人及び従業員数100人以下の一般事業主行動計画策定済みであって計画期間内にある法人

エ 移住支援金対象法人登録申請時において健康経営優良法人認定法人

オ 移住支援金対象法人登録申請時において秋田県版健康経営優良法人認定法人

カ 移住支援金対象法人登録申請時においてユースエール認定制度認定法人

④ 特定地域づくり事業協同組合

- ・「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」により認定された事業協同組合

3 移住支援金対象法人の選定

(1) 申請

移住支援金対象法人の認定を受けようとする法人は、申請書（様式1）に添え、法人登記履歴事項全部証明書その他必要と認める書類を知事に提出するものとする。

(2) 登録

知事は、(1)の申請が2の要件に該当すると認めるときは、移住支援金対象法人の登録を行うものとする。

(3) 市町村への通知

知事は、(2)による登録を行ったときは、関係市町村にその旨を通知するものとする。

4 効果的な求人広告の作成支援

県は、移住支援金対象法人が効果的な求人広告をマッチングサイトに掲載できるよう、以下の取組を行うものとする。

(1) 県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告に係るセミナー等の開催

(2) 県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告・採用ページ作成の個別指導・支援

(3) 県が委託した人材紹介会社等による、地域金融機関、経済団体等に対する地域における採用活動（求人広告・採用ページ作成等）支援者の養成のための研修会の開催

5 移住支援金対象法人、掲載求人情報に係る情報共有

県は、移住支援金対象法人及び掲載求人情報について、市町村に共有することとする。

6 移住支援金対象法人における移住支援金受給者に係る異動報告

移住支援金対象法人は、移住支援金受給者が離職したとき、又は移住支援金受給者の住所変更を知ったときは、様式2によりその旨を知事に報告しなければならない。

(地方就職学生支援事業)

第8 地方就職学生支援事業

1 地方就職支援金の支給

市町村は、申請時において(1)及び(2)の要件を満たす者の申請に基づき、(3)に定める方法により、大学又は大学院入学後、自らの秋田県への就職に向けたインターンシップ、業界研究会、企業説明会及び採用面接等（以下、就職活動等）にかかる経費（交通費）及び移住にかかる経費（移転費）として、以下の金額を支援金として支給する。支給回数は、交通費、移転費それぞれ1人1回を限度とする。

・就職活動等にかかる経費（交通費）：県の職員等旅費規定に基づく東京までの往復交通費の1/2の金額（上限17,220円）。

- ・移住にかかる経費（移転費）：移転に要した実費の金額又は 108,000 円のうちいずれか低い金額。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則 4 年以上、ただし大学院の場合は 2 年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

- (イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 秋田県内に移住したこと。ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、勤務地が県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

- (イ) 交付金の交付決定がされた後であって、都道府県において地方就職学生支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。

- (ウ) 地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から 1 年以内かつ就業開始日から 1 年以内であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前 1 年以内であること。

- (エ) 移住先の市町村に、地方就職支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、卒業後に（2）の要件を満たす企業に就職し、県内に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

- (イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

- (ウ) その他県及び申請者の居住する市町村が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が県内に所在する企業等に（1）アの要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから 1 年以内に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人を除く。ただし、第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人から交通費・移転費が支給される場合は対象外とする。）ではないこと。

イ 身分に関する要件

(ア) 国家公務員でないこと。

ウ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 当該地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(3) 申請・支給方法

次に定めるもののほか、市町村において別途定めるものとする。

ア 申請

地方就職支援金の申請者は、以下の書類を移住先の市町村に提出する。

a 全員が提出必須の書類

- ・写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
- ・卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）
- ・申請書（移住後、継続して居住する意思の宣誓）
※移住先の市町村における居住の事実の確認は、各市町村が住民票を確認することにより行う。
- ・就職活動等に係る経費（交通費）、移住に係る経費（移転費）の領収書
- ・就職先企業による証明書（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職及び就業継続の意思の宣誓）
※勤務地限定型社員としての採用の場合は、その旨併せて記載されているもの
- ・移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- ・地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振り込み可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

b 在学中に交通費を申請する場合に提出が必要な書類

- ・在学証明書（卒業学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）又は卒業・修了証明書

イ 支給方法

市町村は、アの申請が（１）及び（２）の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書を交付し、地方就職支援金を支給するものとする。

2 地方就職支援金の返還

市町村は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び対象となる地方就職支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

（１）全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ （在学中に交通費を申請する場合）申請日から１年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ （在学中に交通費を申請する場合）申請日から１年以内に申請先市町村に転入しなかった場合

（ただし、申請時に既に申請先市町村に住民票がある場合を除く）

エ 就業開始日から１年以内に要件を満たす就業先を辞した場合

（ただし、退職日から３カ月以内に勤務地が県内に所在する別の企業に就業する場合を除く）

オ 申請先市町村への転入日から３年未満で申請先市町村から転出した場合

（ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする）

（２）半額の返還

申請先市町村への転入日から３年以上５年以内に申請先市町村から転出した場合

（ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする）

（３）債権の管理及び回収方法

ア 地方就職支援金受給者が地方就職支援金支給市町村から県内の別の市町村へ転出する場合には、地方就職支援金支給市町村は地方就職支援金受給者に関する情報について、速やかに転出先市町村及び県に共有する。

イ 転出先市町村は、地方就職支援金受給者が転入した場合には、地方就職支援金支給市町村に情報共有するとともに、地方就職支援金受給者である旨を適切に管理する。

ウ 転出先市町村から更に県内の別の市町村へ転出する場合は、転出先市町村は地方就職支援金支給市町村及び県に情報共有する。

エ 地方就職支援金支給市町村は、県内の別の市町村へ転出した場合も引き続き債権の管理を行い、県内で複数回の移動の後に最終的に県外に転出した場合の債権回収は、地方就職支援金支給市町村が行う。

3 地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金支給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに県に共有することとする。

る。

- (1) 定着状況 補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間
- (2) 就業状況 補助金の交付を受けた年度の翌年度1年間

(財源の負担割合)

第9 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第4の1に定める移住支援金交付事業

(1) 移住支援金

移住支援金の地方負担については、県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

(2) 移住支援金の支給に係る事務経費

移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、県は、市町村の移住支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を市町村に交付する。

2 第4の2に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、県が負担する。

3 第4の3に定める地方就職学生支援事業

地方就職支援金の地方負担については、県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、県は、当該2分の1に相当する額に、地方就職支援金に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。なお、当該2分の1に相当する額に1円未満の端数が生じた場合は、市町村の負担とする。

(市町村に対する補助金)

第10 市町村に対する補助金の取扱については、法令、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）及び秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

1 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする市町村は、交付要綱第3条の補助金交付申請書（様式第1号）、事業実施計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間

補助事業の実施期間は、交付決定通知があった日から、市町村が補助事業計画の完了の日とした日又は交付決定通知の日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までとする。

3 補助金の取消

補助金を受けた市町村が、移住支援金及び移住支援金の支給に係る事務経費、地方就職支援金以外の経費に補助金を使用した場合は、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、取消に係る部分に関し既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

4 事業内容の変更

補助金の交付決定を受けた後に事業内容の変更をしようとするときは、交付要綱第4条第2項（1）に規定する交付条件等変更承認申請書（様式第4号）により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

5 実績報告書

市町村は、交付決定通知の日が属する年度の2月末日まで補助事業を完了し、同年度の3月10日までに交付要綱第8条の実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1）支給した移住支援金及び地方就職支援金に係る申請書の写し及び市町村が移住支援金及び地方就職支援金を支給したことを証する書類（支給に係る会計書類の写し等）
- （2）その他知事が必要と認める書類

6 補助金の返還

市町村は、第6の2及び第8の2により移住支援金及び地方就職支援金の返還を命じた場合は、速やかに知事に報告するものとする。この場合、知事は当該返還額の4分の3に相当する額の補助金返還を命ずるものとする。

7 関係書類の保管

補助金の交付に関する移住支援金及び地方就職支援金に係る申請書等の証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保管しなければならない。

（協力）

第11 県と市町村は、移住・就業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

（雑則）

第12 この要領に定めるもののほか、移住・就業支援事業の実施に必要な事項は、県と市町村が協議して定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年8月1日から施行し、この要領の施行後に県内市町村に転入した移住者について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 11 月 1 日から施行し、この要領の施行後に県内市町村に転入した移住者について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。